

令和2年度 NUMAZU サイクルステーション静浦東運營業務委託
公募仕様書

1 目的

沼津市では、サイクルスポーツを楽しむ適地としての「サイクリストフレンドリーエリア」のブランディングを継続して実施し、サイクルツーリズム促進を図ってきている。特に、静浦地区に立地し、自然環境や首都圏アクセスに優れたロケーションを誇る旧静浦東小学校では、廃校リノベーションにより、「NUMAZU サイクルステーション静浦東」として、レンタサイクル貸出など、サイクルツーリズムの拠点施設として活用している。

このような中、さらなる地域振興につなげるため、使用していないプール槽を、スポーツサイクルやBMX・スケートボード等のエクストリーム系スポーツの練習場「スキルパーク」として整備し、令和2年2月から供用開始したところである。

このことを踏まえ、施設の一体的・効率的な管理運営を行うとともに、本施設の利用促進による更なるにぎわいを創出し、観光交流人口の拡大を図ることを目的とするものとする。

2 受託候補者が実施する内容

(1) 施設運営の基本的事項

① 名称 NUMAZU サイクルステーション静浦東運營業務

② 位置 静岡県沼津市口野 30-23 (別紙：位置図)

③ 構成施設

ア レンタサイクルステーション (別紙：レンタサイクルステーション)

・主な施設内容等

メンテナンススペース、ブリーフィングスペース、男女別更衣室、給湯設備、
サイクルラック、自転車工具一式、空気入れ

・施設利用料

無料

・レンタサイクル事業

参加協力金 1台あたり1日 1,000円 (開設時間内一律)

※有料レンタサイクル試行事業の参加協力金として、利用者へ納入を依頼

使用車種 クロスバイク 10台

関連備品 ヘルメット10個、ダイヤル式ワイヤーロックキー10個等

イ スキルパーク (別紙：スキルパーク)

・主な設備内容等

パンプトラック、バームセクション、ボックスセクション

・施設利用料

無料

- ・使用用具
ヘルメット、BMX やスケートボード、スポーツバイク等の使用用具は、
利用者が持参
- ④ 営業日 金曜日、土曜日、日曜日及び祝日（年末年始は除く）
- ⑤ 営業時間 午前9時00分から午後5時00分まで
※ 午後3時以降にサイクルステーション及びレンタサイクル、スキルパーク
の利用者がいない場合や、荒天時や冬期など利用者の安全性の確保な困難な
場合は、委託者と協議の上、1時間単位にてステーションを閉所することが
できる。

（2）実施業務内容

施設の運営に関し、必要な人員を確保し、以下の業務を行う。

- ① 有料レンタサイクル事業に係る業務
 - ・施設で保有する有料レンタサイクル(参加協力金 1,000 円/日)の貸出に関すること。
(レンタサイクル事業協力金は委託者の指定する納付書により納めること。)
 - ・施設で保有するレンタサイクルの保守・点検を行い、安心・安全な状態に整備すること。
 - ・レンタサイクル利用者に不測の事態が生じた場合のレスキュー、応急処置に関すること。
- ② サイクルステーション使用に係る補助業務
 - ・パーク&ライド拠点等としてサイクルステーションを使用する者に対する設備説明など、
施設使用に係る補助を行うこと。
- ③ スキルパークの運営に係る業務
 - ・スキルパーク利用者の受付など、施設利用に関すること。
 - ・スキルパーク利用者の安全保持を目的とした定期的な巡回を行うこと。
 - ・スキルパーク利用者への適正利用のための指導を行うこと。
 - ・スキルパーク利用者に不測の事態が生じた場合の応急処置に関すること。
- ④ 利用者に対するアンケートの実施
 - ・利用者ニーズを把握するためのアンケートを実施すること。
- ⑤ 観光及び自転車に関する情報の提供
 - ・利用者へのサービス向上と周辺観光地への回遊性向上を図るため、観光及び自転車
に関する情報提供を行うこと。
- ⑥ 施設的环境保持に係る業務
 - ・施設の清掃及び駐車場周辺の草刈り等の環境保持に努めること。
- ⑦ 利用者からの問合せに係る業務
 - ・施設利用者からの問い合わせ等に対応すること。
- ⑧ その他、本事業の目的を達成するために必要な業務

・その他必要な事項について、委託者と協議の上、実施すること。

(3) 利用促進に係る企画事業

受託候補者は、本施設の目的を効果的に達成するため、目的に合致する事業の範囲内において自らの財源をもって事業を企画し、実施すること。なお、その際の実費相当分については、利用者から徴収することができるものとする。

3 実施体制・報告業務

(1) 受託候補者は、利用者の受付業務、運営業務のほか、各種関係団体等との交渉、本施設の利活用を推進するための企画立案、これらに係る業務の連絡調整・広報宣伝業務等を担当する。

(2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、サイクル事業に関する知識の習得等の業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。

(3) 受託候補者は、本事業を遂行するに必要な資材等は本業務に係る予算及び自らの財源の範囲内で調達する。

(4) 受託候補者は、本事業に係る業務の実績報告として、施設利用状況、利用者数等について、委託者に対して毎月報告を行うものとする。

受託候補者は、委託者及び関係者と2か月に一回程度の打合せ会を設定する等、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。

4 業務実施上の注意点

(1) 業務の再委託

施設の設置並びに専門的な知識や技術を要する業務等の第三者への委託は、あらかじめ市の承認を受けていれば可能とするが、管理運営に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託候補者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。